

令和7年12月15日

青森県自助・共助を基本とした 防災条例検討会議 報告書

青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議

青森県の豊かな自然は、私たちに農林水産業をはじめとする多くの恩恵をもたらす一方で、東日本大震災などの大規模災害や豪雨・豪雪などによる大きな被害をもたらしてきました。

今後、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による県内全域での甚大な被害の発生が想定される中、三方を海に囲まれ県土全体が半島地形という脆弱性を抱える青森県は、孤立地域の発生をはじめとする様々な災害リスクにさらされています。

「公助」としての役割を担う県・市町村や、消防などの公共機関は、災害時には、被災者の救助・救援等を行いますが、災害の規模が大きくなるほど、「公助」による支援には時間がかかります。自分自身や大切な人の命を守るためにには、「自助」と「共助」の力が不可欠であり、これを強化しなければ防災力は向上しません。

防災条例の制定をきっかけに、県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識し、また、防災意識を共有し、そして、地域が一体となって防災対策に取り組むことを通じて地域の防災力が向上することを期待します。

「自助」「共助」「公助」「互助」の四つの力は、四輪駆動の車輪のごとく、それぞれが欠かすことのできない役割を担っています。その四輪が一体となって動き出すとき、『災害に強い青森県』は必ず実現すると確信しております。



青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議 座長
弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科 学科長・教授
弘前医療福祉大学短期大学部地域安全防災研究所 所長

立岡 伸章

INDEX

- 1 防災条例検討会議 … P 3
- 2 骨子案 … P 9
- 3 自助・共助の更なる推進に向けた期待 … P18

1 防災条例検討会議

1 防災条例検討会議

◆概要

【設置年月日】

令和7年5月13日

【設置目的】

災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民等の自発的な防災活動を促進することにより自助・共助の力の向上を図るための条例を制定するに当たり、条例のあり方等について専門的知見に基づく意見等を得ることを目的とする。

【所掌事項】

- (1) 条例のあり方の検討に関すること
- (2) 自助・共助の力を向上させるための施策の検討に関すること
- (3) その他条例制定の検討に必要と認められる事項に関すること

【委員数】

9名

1 防災条例検討会議

◆委員

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科 学科長・教授 弘前医療福祉大学短期大学部地域安全防災研究所 所長	立岡 伸章 氏	座長
非営利支援	日本赤十字社青森県支部	船橋 訓子 氏	
	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	葛西 勇樹 氏	
防災・各種支援団体	防災支援団体	一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと 代表理事	小山内 世喜子 氏 座長職務代理者
	障がい児・者、支援団体	津軽アツマルシェ 代表	駒井 優子 氏
	子ども若者支援 (県民目線)	特定非営利活動法人プラットフォームあおもり 理事長	米田 大吉 氏
	女性支援 (県民目線)	株式会社I・M・S(弘前市) 代表取締役	三上 友子 氏
メディア(啓発)	NHK青森放送局 チーフアナウンサー	北向 敏幸 氏	
	エフエムあおもり パーソナリティ	中里 玲奈 氏	

1 防災条例検討会議

◆開催状況

【第1回】

- ・日 時：令和7年6月26日（木）10：30～13：00
- ・出席委員：9名
- ・議事内容：
 - (1) 趣旨説明
 - (2) 骨子（たたき台）説明
- ・意見等：防災に対する県民等の役割や行動、実効性ある施策のあり方

【第2回】

- ・日 時：令和7年8月8日（金）9：30～12：00
- ・出席委員：8名
- ・議事内容：
 - (1) 第1回検討会議での主な御意見と今後の進め方
 - (2) 青森県自助・共助を基本とした防災条例（事務局案）
- ・意見等：公助との役割分担、正確な情報収集・発信、在宅避難者支援、条例の実効性確保のあり方

【第3回】

- ・日 時：令和7年10月2日（木）15：00～17：00
- ・出席委員：9名
- ・議事内容：
 - (1) 防災条例案の検討状況と案文
 - (2) 青森県自助・共助を基本とした防災条例（仮称）案
 - (3) 検討会議座長報告
- ・意見等：条例案の取りまとめに向けた自助・共助の役割分担と具体的な施策のあり方

1 防災条例検討会議

◆会議で出た主な意見

項目	意見の概要
地域特性 平時からの取組の重要性	<ul style="list-style-type: none">・青森という地域を考えた時に、大雪という文言も入れてほしい・平時における研修や訓練もだが、日常生活の一つ一つが、災害時の困難に繋がったりするので、平時からの取組がとても大事だということを明記してほしい
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none">・自分ができる行動を身につける防災力をつけることを目標にしなければならない・3日間は自力で対応すべきことが知られていない
条例の目的 (命を守る)	<ul style="list-style-type: none">・まず命を守るところを強調してほしい
民間との連携	<ul style="list-style-type: none">・民間と市町村が連携するネットワークづくりが非常に重要・行政、民間が、それぞれの強みを活かし合いながら、取り組む
市町村に関するこ	<ul style="list-style-type: none">・様々な取組の中核は市町村
多様性への配慮	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの立場の多様な人たちの力が必要だということも、ぜひ条例のどこかに入れていただきたい

1 防災条例検討会議

◆会議で出た主な意見

項目	意見の概要
具体的な内容	・県民に具体的な内容を示して伝えないと、自助・共助の必要性は理解してもらえない
情報の活用	・避難が必要な場合は、最新の情報を得て行うことを明記してほしい
従業員の防災活動に対する環境整備	・従業員が消防団や自主防災組織に参加できるよう、事業者が参加しやすい体制整備することについて明記してほしい
要配慮者の受援力	・要配慮者の方々に対して、支援を受けてもいいというものを県民の役割として入れてもよいのではないか
避難の考え方	・避難とは難を避けることであり、災害イコール避難場所ではないので、避難という定義において、難を避けることであるみたいな文言を入れてほしい
避難所等における生活環境の確保	・避難所における生活環境の確保と書いてあるが、在宅避難や、知人のところに避難することもあるので、避難所以外でも生活環境の確保が必要であることを明記してほしい

2 骨子案

2 骨子案

【前文】

＜自然環境＞

私たちが暮らす青森県は、本州の最北に位置し、三方を太平洋、日本海、津軽海峡に囲まれ、津軽半島と下北半島の間には陸奥湾が広がっています。世界自然遺産である白神山地をはじめ、八甲田山系や岩木山などの雄大な山々が連なり、岩木川、馬淵川などの河川が平野を潤しながら海へと注ぎ、十和田湖や十三湖、小川原湖が、多様な景観に彩を添えています。

＜過去の災害・災害リスク＞

しかし、こうした豊かな自然は、私たちに農林水産業をはじめとする多くの恩恵をもたらす一方で、東日本大震災などの大規模災害や豪雨・豪雪などによる大きな被害をもたらしてきました。

今後、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による県内全域での甚大な被害の発生が想定される中、三方を海に囲まれ県土全体が半島地形という脆弱性を抱える我が県は、孤立地域の発生をはじめとする様々な災害リスクにさらされています。

＜公助の意思表明・公助の限界＞

こうした災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県は、災害発生に際して、国、市町村、関係機関等と連携し、全力で被災者の救助や支援に取り組みます。

しかし、災害の規模が大きいほど、県や市町村による「公助」の支援が行き届くには時間がかかります。

＜自助・共助の重要性＞

災害から自分自身や大切な人の命を守るために、「公助」による支援を待つだけではなく、自分自身や地域の力、すなわち「自助」や「共助」の力で対応することが求められます。

県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識の上、防災意識を共有し、地域が一体となって防災対策に取り組むことを通じて防災力の向上を図っていくことが重要です。

＜宣言＞

ここに、私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、地域の防災力を高め、主体的な防災活動を促進することにより、災害に強い青森県づくりを実現するため、この条例を制定します。

2 骨子案

(目的)

この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を守るための防災対策（以下「防災対策」という。）について、基本理念を定め、県民、事業者、自主防災組織等（以下「県民等」という。）、県及び市町村の責務を明らかにするとともに、県民等による防災活動及び当該防災活動の促進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民等の主体的な防災活動を促進させ、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災支援団体 防災に関する支援活動を行う団体をいう。
- (4) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災組織をいう。
- (5) 事業者 県内において事業を行う、国、県及び市町村を除く法人及び個人をいう。
- (6) 自助 県民及び事業者が自らを災害から守ることをいう。
- (7) 共助 県民等及び防災支援団体が協力して県民を災害から守ることをいう。
- (8) 公助 災害に関する県、市町村その他公的機関が行う支援をいう。
- (9) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

(基本理念)

防災対策は、自助、共助及び公助を基本とし、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 自分の命は自分で守ること。
- (2) 県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、他者的人格と個性を尊重して行動すること。
- (3) 災害の発生を想定し、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図ること。
- (4) 県、市町村及び防災支援団体が相互に連携し、協力して取り組むこと。
- (5) 人口減少や高齢化等により、消防団及び自主防災組織等の担い手不足等、地域の防災力の低下が見込まれる本県の社会特性を考慮すること。
- (6) 積雪寒冷地域であり、2つの大きな半島を有し、かつ三方を海に囲まれ県そのものが半島地形である本県の地域特性を考慮すること。

2 骨子案

【各主体の責務】

(県民等の責務)

県民等は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に自助を実践するとともに、自主防災組織等による共助の活動並びに自助及び共助の促進に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、他の都道府県、市町村及び防災支援団体と連携し、地域防災計画（法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。

(市町村の責務)

市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県、他の地方公共団体及び防災支援団体と連携し、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。

2 骨子案

【県民等の防災活動～事前の備え～】

■自助：県民

(防災知識の習得等)

県民は、防災に関する最新の知識及び技能の習得のため、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

県民は、自らが生活する地域において、国、県、市町村及び法第2条第6号に定める指定地方公共機関が提供する防災に関する最新の情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

県民は、災害時に自らが必要とする水、食料、救急用品その他の物資を備蓄し、並びに災害及び防災に関する情報を収集する手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるよう準備しておくよう努めるものとする。

(消防団への入団及び自主防災組織等の活動への参加)

県民は、消防団及び自主防災組織等の活動を理解し、積極的に入団及び参加するよう努めるものとする。

2 骨子案

【県民等の防災活動～事前の備え～】

■自助：事業者

(災害を想定した事業者の対応等)

事業者は、災害が発生した場合においても従業員の命を守り、事業活動を継続させつつ、必要に応じて災害支援に資する活動を行うことができるよう、水、食料、救急用品その他の災害時に従業員が必要とする物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材の整備及び点検並びに当該資機材を活用した訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

事業者は、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

事業者は、従業員の消防団又は自主防災組織等の活動への参加にできる限り配慮し、環境整備に努めるものとする。

■自助：県民・事業者

(建築物の倒壊等による人的被害の防止等)

県民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物の倒壊等により人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該建築物の倒壊防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

県民及び事業者は、家具等（事業の用に供するものを含む。）の転倒、落下、飛散等による人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該家具等の転倒防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 骨子案

【県民等の防災活動～事前の備え～】

■ 共助

(自主防災組織等の活動促進)

自主防災組織等は、市町村その他関係機関、事業者及び防災支援団体と連携しながら、防災知識の普及、防災訓練その他の防災対策を地域の実情にあわせて日常的に行うとともに、地域における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ要支援者に関する情報の把握に努めるものとする。

【県民等の防災活動～発災前後の避難行動～】

(避難行動)

県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに安全な場所に避難することとし、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する正しい情報を収集し、必要に応じ地域住民に速やかに伝達するとともに、避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難することとし、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。

自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域における正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに、避難の誘導、初期消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

2 骨子案

【県民等の防災活動～避難生活～】

(避難所等における生活環境の確保)

県民及び自主防災組織等は、防災支援団体と連携して主体的に避難所その他の一定期間生活を送る場所（以下「避難所等」という。）の運営に携わるとともに、避難所等に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所等における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

【自助・共助の促進に関する県の施策】

(防災活動の促進に関する県の施策)

県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 県民が防災に関する正しい知識及び技能を習得のための研修等の実施及び県民の防災活動を促進させるために必要な人材の育成
- (2) 県民が行う生活物資の備蓄の促進に関する普及啓発
- (3) 消防団員の確保及び自主防災組織等の設立に向けた県民への普及啓発
- (4) 事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進
- (5) 事業者が行う備蓄の促進並びに資機材の整備及び点検に関する普及啓発
- (6) 消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者の理解促進
- (7) 建築物の倒壊及び家具の転倒による人的被害の防止に関する県民、事業者への普及啓発及び対策の促進
- (8) 自主防災組織等の充実に向けた支援
- (9) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、情報の収集及び県民等への速やかな提供
- (10) 要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、自主防災組織等への必要な支援
- (11) 避難所等の良好な生活環境を確保するための市町村と連携した環境整備
- (12) 前各号に掲げるもののほか、県民等による自助及び共助の促進に資する施策

2 骨子案

【防災啓発期間】

(防災ウィーク)

県は、県民等による防災活動の一層の充実を図るため、県民等が主体的に防災活動に取り組む期間を設けるものとする。

県民等は、前項の期間中の取組を通じて、自らの防災力の向上を図るよう努めるものとする。

【財政上の措置】

(財政上の措置)

県は、県民等による自助及び共助の促進のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 自助・共助の更なる推進に向けた期待

3 自助・共助の更なる推進に向けた期待

◆防災教育、普及啓発の推進について

こどもたちの教育のような感じで普段からの刷り込みが大事

条例を作った上で、それを動かす具体的な施策（若者への教育・トレーニングなど）を考えていくことが重要ではないか

条例を広く伝えるために、例えばアーティストに条例を広める歌を作ってもらうなど、フランクな方法での発信も有効ではないか

県の防災Xのフォロワーは6,000人ほどしかおらず、わざわざ検索して見に行くことはないので、フォロワーを増やす努力は必要

メディアでも啓発番組を作るとかネット配信が行われているが、なかなか（防災の重要性は理解していても先に進まないという）壁が崩れない。壁を上手く崩していくのが大きなポイント

3 自助・共助の更なる推進に向けた期待

◆自主防災組織や防災ボランティアについて

自主防災組織の組織率を高めることも重要だが、それ以上に中身が重要

自主防災組織を機能させるためには、若い世代への防災教育、正常化バイアスの改善、「じぶんごと」として捉えられる啓発を強化すべきではないか

自主防災組織が被災時に機能しないことを防ぐため、チェーンソーや重機などの機材を日常的に使えるような環境を地域として用意するなど、具体的な取り組みを進めるべきではないか

NPOを含む防災ボランティアの育成について青森県で取り組んでいくことが大事

個人情報保護や近隣関係の希薄化で共助が難しい現状を踏まえ、県として共助への一歩を踏み出しやすく堂々と助け合いの姿勢を示しやすい制度を設けることが必要ではないか

3 自助・共助の更なる推進に向けた期待

◆災害関連死の防止について

災害関連死の防止には良好な生活環境の確保と心のケアが不可欠であるが、大規模災害時は心のケアや寄り添い支援が軽視されがちなので、条例やその後の政策に心のケアの必要性、重要性を盛り込んでいただきたい

◆事業者の防災への取組推進について

防災に取り組んでいきたい、協力していきたいと考えている企業が意外と多いので、分かりやすく表明するなり、協力を求めるなりの対策を取ってはどうか

例えば、消防団等の活動に社員が参加することで入札の加点に繋がるなど、企業にとってのメリットがあればよいのではないか

3 自助・共助の更なる推進に向けた期待

<私たちの願い>

災害から自分自身や大切な人の命を守るために、「公助」による支援を待つだけではなく、自分自身や地域の力、すなわち「自助」や「共助」の力で対応することが求められます

県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識の上、防災意識を共有し、地域が一体となって防災対策に取り組むことを通じて防災力の向上を図っていくことが重要です



青森県は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による県内全域での甚大な被害の発生が想定される中、**三方を海に囲まれ、県土全体が半島地形という脆弱性**を抱えています

県におかれでは、本条例をきっかけに、市町村や防災支援団体、事業者などと連携して**自助・共助の推進に向けた実効性ある取組**を進め、**県民一人ひとりはもちろん、地域全体に防災意識が根付く、「災害に強い青森県づくり」を実現**されることを期待しています